

火山災害発生時において地方公共団体が活用可能な支援措置

分野・支援措置の項目	支援措置の概要	根拠法令等	担当省庁	参考URL
1 生活支援一般				
1-1 災害救助法に基づく救助の実施	都道府県知事が、一定程度の災害が発生した市町村に代わって、現に救助を必要とする被災者に対して、避難所の設置や被災した住宅の応急修理等の応急的に必要な救助を実施します。	災害救助法	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 03-3503-9394	
1-2 被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊するなど著しい被害を受けた被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が支給されます。	被災者生活再建支援法	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 03-3503-9394	
1-3 被災者見守り・相談支援等事業	災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者への見守りや相談、関係機関へのつなぎ支援等に要する費用を補助します。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 03-5253-1111(内線2218)	
1-4 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対して、市町村が災害弔慰金を支給します。	災害弔慰金の支給等に関する法律(第3条～第7条)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 03-3503-9394	
1-5 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた住民に対して、市町村が災害障害見舞金を支給します。	災害弔慰金の支給等に関する法律(第8条～第9条)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 03-3503-9394	
1-6 災害援護資金の貸付け	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合や世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護資金を貸し付けます。	災害弔慰金の支給等に関する法律(第10条～第17条)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 03-3503-9394	
1-7 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	自然災害により被災した社会福祉施設等の災害復旧に関して、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助します。	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 03-5253-1111(内線4960) 厚生労働省老健局高齢者支援課 03-3595-2888(内線3928) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111(内線3035)	
1-8 生活福祉資金(福祉資金)の貸付け※災害援護資金の貸付けが適用されない場合	災害を受けたことにより臨時に経費を必要とする低所得者世帯等に対して、都道府県社会福祉協議会が生活福祉資金(福祉資金)を貸し付けます。	生活福祉資金貸付制度要綱	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 03-3595-2615(内線2231)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/scikatsubogokashitsukejoken.html
1-9 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	災害復旧を目的とした社会福祉事業施設の設置・整備資金及び経営資金について、その融資条件を優遇します。	独立行政法人福祉医療機構業務方法書(第4条～第21条)	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 03-5253-1111(内線2866)	
1-10 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	災害復旧を目的とした医療関係施設の設置・整備資金及び長期運転資金について、その融資条件を優遇します。また、災害に伴い機能を停止した医療関係施設への貸付金の償還期間及び据置期間の条件を優遇します。	独立行政法人福祉医療機構業務方法書(第22条～第29条)	厚生労働省医政局医療経営支援課 03-5253-1111(内線2671)	https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/
1-11 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業/特別の災害復旧資金の貸付け)	激甚災害が指定された場合等に、特別の災害復旧資金を貸し付けます。	独立行政法人福祉医療機構業務方法書(第14条)	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 03-5253-1111(内線2866)	https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1143/
1-12 福祉医療貸付事業(医療貸付事業/特別の災害復旧資金の貸付け)	激甚災害が指定された場合等に、特別の災害復旧資金を貸し付けます。	独立行政法人福祉医療機構業務方法書(第28条)	厚生労働省医政局医療経営支援課 03-5253-1111(内線2671)	https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/
2 保健衛生等対策				
2-1 降灰防除資金の貸付け	活動火山対策特別措置法に基づき指定された降灰防除地域内に現に開設する医療関係施設の開設者に対して、降灰による支障を防止し、又は軽減するための設備(防じんのための窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備)に必要な増設資金を貸し付けます。	活動火山対策特別措置法(第24条、第25条)	厚生労働省医政局医療経営支援課 03-5253-1111(内線2671)	https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/#koubai
2-2 保健衛生施設等災害復旧事業	災害により被害を受けた保健所等の保健衛生施設等について、その復旧のために必要な工事費等の経費の一部を補助します。	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	厚生労働省健康局総務課指導調査室 03-3595-2242	
2-3 医療施設等災害復旧補助金	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により被害を受けた医療施設等の災害復旧事業を交付の対象とします。	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	厚生労働省医政局地域医療計画課災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 03-3595-2185	
2-4 地域健康危機管理対策特別事業	健康危機事例が発生した際に、都道府県、保健所設置市、特別区が保健所等において緊急的に実施する地域保健活動に関する事業等に要する経費について、国庫補助を行います。	地域健康危機管理対策特別事業実施要綱 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	厚生労働省健康局健康課地域保健室 03-3595-2190	
2-5 感染症予防事業	災害発生時において、都道府県等が感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等を行った場合、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」の「感染症予防事業」の対象経費として財政支援を行います。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257	
2-6 水道施設災害復旧事業	災害により被害を受けた水道施設の復旧にかかる経費について、国庫補助を行います。	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	厚生労働省医業・生活衛生局水道課 03-3595-2368	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000685571.pdf
2-7 災害等廃棄物処理事業費	市町村が実施する、災害等により特に必要となった廃棄物の処理(生活環境の保全上特に必要とされる、廃棄物やし尿の収集、運搬及び処分)を行う事業に対して、補助金を交付します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第22条) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337	
2-8 廃棄物処理施設災害復旧事業	地方公共団体等が実施する、被災した廃棄物処理施設等に係る復旧事業に対して、補助金を交付します。	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337	

3 雇用対策					
3-1	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成します。	雇用保険法(第62条)	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 03-3502-1718	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyuf/ukin/page1.07.html
3-2	雇用保険の基本手当の支給に関する特別措置	災害救助法の適用区域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者について、災害により事業を休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であり、かつ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者に対して、特例的に基本手当を支給します。		厚生労働省職業安定局雇用保険課 03-3502-6771	
3-3	職業相談・職業紹介	被災により離職を余儀なくされた求職者等に対して、職業相談・職業紹介を行います。	職業安定法(第8条)	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室 03-5253-1111	
4 住宅対策					
4-1	災害復興住宅融資	災害により滅失・損傷した家屋の復旧に必要な資金を貸し付けます。	独立行政法人住宅金融支援機構法(第13条)	国土交通省住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 03-5253-8519	
4-2	公営住宅等の目的外使用	被災者の収入基準等の入居者資格要件を問わず、公営住宅への一時的な入居を可能にします。	地方自治法(第238条の4)	国土交通省住宅局住宅総合整備課 03-5253-8111	
4-3	災害公営住宅の整備	事業主体が、災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等する場合に、要する費用の一部を国が補助します。	公営住宅法(第8条)	国土交通省住宅局住宅総合整備課 03-5253-8111	
4-4	既設公営住宅の復旧	事業主体が、被災した公営住宅等の建設又は補修をする場合や、公営住宅等の建設のための宅地の復旧を実施する場合に、要する費用の一部を国が補助します。	公営住宅法(第8条)	国土交通省住宅局住宅総合整備課 03-5253-8111	
4-5	国家公務員宿舎の提供	地方公共団体から使用の要望があった国家公務員合同宿舎については、速やかに使用許可の手続きを行い、無償で提供します。	国有財産法(第18条第6項、第19条、第22条第1項第3号)	財務省理財局国有財産企画課 03-3581-4111	
5 租税等の減免等					
5-1	国税の申告・納付等の期限の延長、納税の猶予、国税の軽減免除等	災害等により損害を被った納税者に対して、以下の措置等をとることができます。 ①申告・納付等の期限の延長 ②納税の猶予 ③所得税の全部又は一部の軽減等 ④予定納税額の減額 ⑤給与所得者等の源泉所得税の徴収猶予	国税通則法(第11条、第46条)所得税法(第72条、第111条)災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	国税庁長官官房総務課 03-3581-4161	
5-2	地方税の申告・納付等の期限の延長、徴収の猶予、地方税の軽減免除等	地方公共団体の長が、条例で定めるところにより、地方税の申告・納付等の期限の延長、徴収の猶予、地方税の軽減免除等の措置をとることができます。	地方税法(第15条、第20条の5の2、第323条等)	総務省自治税務局企画課 03-5253-5111	
5-3	被災住宅用地等に係る住宅用地特例のみし規定	各地方公共団体において、震災等により滅失・損傷した家屋の敷地の用に供されていた土地に対する固定資産税等について、当該土地を住宅用地として使用できないと市町村長が認定した場合は、住宅用地とみなして地方税法第349条の3の2に規定する住宅用地の特例措置を適用します。	地方税法(第349条の3の3、第702条の3)	総務省自治税務局固定資産税課 03-5253-5111	
5-4	NHK受信料の免除	日本放送協会受信料免除基準に基づき、災害による半壊等の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されているNHK放送受信契約の受信料を免除します。	日本放送協会受信料免除基準等	総務省情報流通行政局放送政策課 03-5253-5111	
5-5	郵便葉書の無償交付等、救助用の郵便物の料金の免除	災害地の被災者に対して、料額印面のついた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金を免除します。 また、災害地の被災者の救助を行う地方公共団体や日本赤十字社等にあてた救助用の物を内容物とする郵便物の料金を免除するとともに、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体等にあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金を免除します。	郵便法(第18条、第19条)	総務省情報流通行政局郵政行政郵便課 03-5253-5975	
5-6	郵便貯金・簡易生命保険に関する非常取扱い	天災その他非常の災害があった場合において、次の取扱いがあります。 ①郵便貯金 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金の払戻し等 ②簡易生命保険 簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸、必要書類を一部省略する等による保険金の非常即時払等	旧郵便貯金法(第31条)終身保険簡易生命保険約款(第60条等)	総務省情報流通行政局郵政行政郵便貯金保険課 03-5253-5111	http://www.yuchokampo.go.jp/topics/entreat_121_0.html
5-7	基礎的電気通信役務、指定電気通信役務等の料金の減免	加入電話、公衆電話等を含む基礎的電気通信役務、及び加入電話、FTTHアクセスサービス等を含む指定電気通信役務等の料金については、「災害に際し罹災者より行う通信及び電気通信事業者が罹災地に特設する電気通信設備から行う通信」について、電気通信事業者が料金の減免を行うことができます。	電気通信事業法(第19条～第21条)電気通信事業法施行規則(第17条、第19条の2の2、第20条) 〈東日本電信電話株式会社〉電話サービス契約約款(料金表通則15、第1表第21(20)) 〈西日本電信電話株式会社〉電話サービス契約約款(料金表通則15、第21(20))等	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 03-5253-5817	
5-8	後期高齢者医療制度における一部負担金の減免・徴収猶予	災害等の特別な理由がある被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の判断により、療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免又は徴収猶予を行うことができます。	高齢者の医療の確保に関する法律(第69条)	厚生労働省保険局高齢者医療課 03-5253-1111(内線3198)	
5-9	後期高齢者医療制度における保険料の減免・徴収猶予	後期高齢者医療広域連合は、条例又は規約の定めるところにより、災害等の特別な理由がある被保険者に対し、後期高齢者医療制度における保険料の減免又は徴収猶予を行うことができます。	高齢者の医療の確保に関する法律(第111条)	厚生労働省保険局高齢者医療課 03-5253-1111(内線3198)	
5-10	国民健康保険における一部負担金の減免・徴収猶予	災害等の特別な理由がある被保険者に対し、保険者の判断により、療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免又は徴収猶予を行うことができます。	国民健康保険法(第44条)	厚生労働省保険局国民健康保険課 03-5253-1111(内線3258)	
5-11	国民健康保険料の減免・徴収猶予	保険者は、条例又は規約の定めるところにより、災害等の特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険料の減免又は徴収猶予を行うことができます。	国民健康保険法(第77条)	厚生労働省保険局国民健康保険課 03-5253-1111(内線3258)	

5-12	保険料の納期限の延長及び納付猶予	・保険者等は、国税徴収の例により、保険料の納期限の延長及び納付の猶予を行うことができます。	健康保険法(第183条)船員保険法(第137条)	厚生労働省保険局保険課 03-5253-1111(内線3247)	
5-13	一部負担金の徴収猶予及び減免	災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができます。	健康保険法(第75条の2、第110条の2)船員保険法(第57条、第77条)	厚生労働省保険局保険課 03-5253-1111(内線3247)	
5-14	介護保険における利用者負担の減免	災害等の特別な理由がある被保険者に対し、保険者の判断により、介護給付・予防給付を受ける場合の利用者負担の減免を行うことができます。	介護保険法(第50条、第60条)	厚生労働省老健局介護保険計画課 03-5253-1111(内線2164)	
5-15	介護保険料の減免、徴収猶予	保険者は、条例で定めるところにより、災害等の特別な理由がある被保険者に対し、介護保険料の減免又は徴収猶予を行うことができます。	介護保険法(第142条)	厚生労働省老健局介護保険計画課 03-5253-1111(内線2164)	
5-16	障害福祉サービスに係る利用者負担の減免	災害等の特別な理由がある障害者等に対し、市町村の判断により、介護給付費等を受ける場合の利用者負担の減免を行うことができます。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第31条)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111(内線3148)	
5-17	労働保険料の納付猶予	災害により事業財産に損失を受け、納期限までに労働保険料等を納付することが困難となった場合、申請に基づき一定期間その納付の猶予を受けることができます。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第30条)	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 03-3502-6722	
6 農業対策					
6-1	災害関係資金の貸付	自然災害により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。		農林水産省経営局金融調整課 03-3501-3726	
7 中小企業対策					
7-1	災害復旧貸付災害貸付	災害救助法が適用された場合を原則として、災害により被害を受けた中小企業者等に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資します。		財務省大臣官房政策金融課 03-3581-4111(内線6310、6311) 中小企業庁事業環境部経営安定対策室 03-3501-0459 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 03-5253-1111(内線2438)	
8 教育対策					
8-1	公立学校施設災害復旧事業	公立学校の施設の災害復旧に要する経費の一部を補助(負担)します。	公立学校施設災害復旧費国庫負担 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付 03-6734-3036	
9 交通対策					
9-1	災害復旧事業費補助	異常な天然現象により大規模の災害を受けた鉄道施設であって、鉄道事業者が、その資力にみよっては復旧事業を施行することが著しく困難であると認められるときは、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助します。	鉄道軌道整備法(第8条)	国土交通省鉄道局施設課鉄道防災対策室 03-5253-8111	
10 降灰除去対策					
10-1	降灰除去事業	火山の爆発に伴い多量の降灰があった市町村に対し、市町村が管理する道路、当該市町村の区域内の下水道、都市排水路、公園及び宅地について当該降灰の除去事業を実施した場合に、その費用の一部を国が補助します。	活動火山対策特別措置法(第22条)	国土交通省水管理・国土保全局防災課 03-5253-8458 国土交通省都市局都市安全課 03-5253-8402	
11 避難施設整備・降灰防除対策					
11-1	避難施設緊急整備地域の指定	内閣総理大臣が避難施設緊急整備地域を指定した場合、関係都道府県知事が当該地域について作成する避難施設緊急整備計画に基づく事業の一部について、補助率の嵩上げ等の措置が講じられます。また、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域について、関係都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画等に基づく事業の一部について、補助制度が講じられます。	活動火山対策特別措置法(第13条～第21条)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 03-3501-5693	
11-2	降灰防除地域の指定	内閣総理大臣が降灰防除地域を指定した場合、同地域内の教育施設、社会福祉施設について、降灰防除のための施設整備を行うための補助制度が講じられます。	活動火山対策特別措置法(第23条～第26条)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 03-3501-5693	
11-3	活動火山周辺地域における防災営農対策 ・特殊自然災害対策施設緊急整備事業 ・農村地域防災減災事業のうち農地保全整備事業 ・農山漁村地域整備交付金のうち農地防災事業(農地保全整備事業)	避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で、火山活動により著しい被害を受け、または受けるおそれのあると認められる地域について、関係都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画に基づき、降灰等による農作物の被害を軽減・防止するため必要となる農地被覆施設の整備や洗浄用機械の導入、用水供給施設の整備、土壌改良等を支援します。	活動火山対策特別措置法(第13条、第19条)	農林水産省農村振興局防災課 03-3502-6430	
11-4	教育施設等に係る降灰防除のための施設の整備	降灰防除地域内の教育施設について、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な防じんのための窓に設けられる戸、窓わく、空気調和設備の整備等に対して、学校施設環境改善交付金により国庫補助を実施します。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 活動火山対策特別措置法	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 03-6734-2466	
11-5	公立義務教育諸学校の水泳プール上屋の新・改築事業	降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な水泳プール上屋の新・改築事業に対して、学校施設環境改善交付金による国庫補助を実施します。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	スポーツ庁参事官(地域振興担当)付 03-6734-2672	
11-6	次世代育成支援対策施設整備交付金 ※令和5年度よりこども家庭庁へ移管	児童福祉施設を対象として、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な防じんのため窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備の整備等に対して、各都道府県・市町村が作成する整備計画に基づき、要する費用の一部を補助します。	活動火山対策特別措置法(第24条) 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 03-5253-1111(内線4960)	
11-7	保育所等整備交付金 ※令和5年度よりこども家庭庁へ移管	保育所等を対象として、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な防じんのため窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備の整備等に対して、各市町村が作成する整備計画に基づき、要する費用の一部を補助します。	活動火山対策特別措置法(第24条) 保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 03-5253-1111(内線4960) 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111(内線4837)	

11-8	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等を対象として、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な防じんのため窓に設けられる戸及び窓わく並びに空調設備の整備に対して、各都道府県が補助する施設整備に要する費用の一部を補助します。	活動火山対策特別措置法(第24条) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111(内線3035)	
11-9	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設等を対象として、降灰による支障を防止し、又は軽減するため必要な防じんのため窓に設けられる戸及び窓わく並びに空調設備の整備に対して、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により支援します。	活動火山対策特別措置法(第24条) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領	厚生労働省老健局高齢者支援課 03-5253-1111(内線3928)	
11-10	消防防災施設整備費補助金	活動火山対策避難施設として、退避壕、退避舎及びヘリコプター離着陸用広場を整備する地方公共団体に、整備に要する費用の一部を補助します。また、民間事業者が整備する避難壕、避難舎に対し、地方公共団体が、その費用を補助する場合、当該補助金の一部を補助の対象としています。	消防防災施設整備費補助金交付要綱	消防庁国民保護・防災部防災課 03-5253-7525	
11-11	水道水源開発等施設整備費国庫補助金	降灰防除地域内の浄水施設について、降灰による過機能の支障を防止するための覆蓋整備に要する費用の一部を補助します。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	厚生労働省医業・生活衛生局水道課 03-3595-2368	http://www.mhlw.go.jp/fil/e/06-Seisakujouhou-1090000-Kenkoukyoku/0000123807.pdf
12 土木対策等					
12-1	直轄砂防災害関連緊急事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を目的として実施します。	砂防法	国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課 03-5253-8469	
12-2	災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的として実施します。	砂防法	国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課 03-5253-8469	
12-3	火山砂防激甚災害対策特別緊急事業	噴火等の活発な火山活動に激甚な災害が発生した一連の地区において、火山泥流や土石流等の広域的かつ大規模な土砂災害に対処するため、一定計画に基づき一定期間内(おおむね5年)に緊急かつ機動的な火山災害防止対策を実施します。	砂防法	国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課 03-5253-8469	
12-4	災害復旧事業	災害(異常な天然現象)により地方公共団体が管理する公共土木施設(河川堤防・河川護岸・道路等)が被災した場合に、被災した施設を原形に復旧する、あるいは、被災前の効用を復旧する事業について、その費用の一部を国が負担します。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省水管理・国土保全局防災課 03-5253-8458	
12-5	都市災害復旧事業	地方公共団体が管理する公園・都市施設等が被災した場合に、被災した施設を原形に復旧する、あるいは、被災前の効用を復旧する事業について、その費用の一部を負担します。また、市街地が堆積土砂による災害を受けた場合に、市町村が行う堆積土砂排除事業について、その費用の一部を補助します。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	国土交通省都市局都市安全課 03-5253-8402	
12-6	道路の災害復旧等の権限代行	災害が発生した場合において、本来道路管理者である当該地方公共団体の要請に基づき、(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの)に限り、)国が災害復旧等を代行することができます。	道路法(第17条)	国土交通省道路局環境安全・防災課 道路防災対策室 03-5253-8489	
12-7	防災・減災対策等強化事業推進費	自然災害により被災した地域等において、緊急に再度災害の防止対策等を年度途中に実施し、住民の安全・安心の確保を図るものであり、事業所官部局からの要求を受け予算を配分します。	防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領	国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室 03-5253-8360	
12-8	農地災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業	自然災害により被災した農地及び農業用施設の復旧に要する経費の一部を補助します。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)等	農林水産省農村振興局整備部防災課 災害対策室 03-6744-2211	
12-9	森林災害復旧造林事業	激甚災害を受けた森林の復旧を行い、森林の持つ公益的機能を早期回復及び二次災害の防止を図ることを目的として実施します。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	林野庁森林整備部整備課 03-6744-2304	https://www.rinya.maff.go.jp/isci/bi/saigai/simrin_fukkyuu.html
12-10	林道施設災害復旧事業	被災を受けた林道施設の復旧を行い、林業の維持及び経営の安定を図り、さらに山村地域の安全性の向上を図ることを目的として実施します。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	林野庁森林整備部整備課 03-6744-2304	https://www.rinya.maff.go.jp/isci/bi/saigai/rindousisetu.html
12-11	災害関連緊急治山事業	風水害、地震、噴火等により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等の拡大を防止等するため、当該発生年に緊急に荒廃山地等の復旧整備を実施します。	森林法(第41条)	林野庁森林整備部治山課 03-3501-4756 林野庁国有林野部業務課 03-3502-8349	http://www.rinya.maff.go.jp/saigai/saigaitaisaku/aigajigyuu.html
12-12	治山施設災害復旧事業	地方公共団体・国が施行・管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合に復旧事業を実施します。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	林野庁森林整備部治山課 03-3501-4756 林野庁国有林野部業務課 03-3502-8349	http://www.rinya.maff.go.jp/saigai/saigaitaisaku/aigajigyuu.html
12-13	治山事業(治山等激甚災害対策特別緊急、地域防災対策総合治山等)	火山活動により、著しく激甚な山地災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃山地等の復旧整備を実施します。また、火山地域において、山地の荒廃地等の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るための緊急的な事業を実施します。	森林法(第41条)	林野庁森林整備部治山課 03-6744-2308 林野庁国有林野部業務課 03-3502-8349	http://www.rinya.maff.go.jp/tisan/tisan/conn_3.html
13 激甚災害の指定					
13-1	激甚災害の指定	激甚災害に指定した災害について、地方公共団体が実施する道路・河川・農地等の災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げ等を行います。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(復旧・復興担当) 03-3501-5696	
14 地方公共団体に対する財政支援					
14-1	特別交付税の算定	特別交付税の交付額の算定に当たり、災害の発生に伴う財政需要を考慮し、適切に対応します。	地方交付税法(第15条)	総務省自治財政局財政課 03-5253-5612-5613	
14-2	地方債の特例	避難施設緊急整備計画に基づく事業及び降灰除去事業(活動火山対策特別措置法第22条に定めるものに限る。)]について、地方公共団体が必要とする経費は地方債の対象とすることができます。	活動火山対策特別措置法(第18条及び第22条)	総務省自治財政局地方債課 03-5253-5629	

15 その他				
15-1 国有財産(普通財産)の無償貸付	地震や台風などによる自然災害等の発生後及び自然災害等が発生する蓋然性が高い場合には、地方公共団体へがれき置き場等の応急措置の用に供するため、未利用国有地等を無償で貸し付けることができます。	国有財産法(第22条第1項第3号)	財務省理財局国有財産企画課 03-3581-4111	
15-2 金融上の措置の要請	災害が発生又は発生するおそれがある場合に、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等を踏まえ、必要に応じ、金融機関に対して金融上の措置を要請します。	災害対策基本法 金融庁防災業務計画	金融庁監督局総務課監督調査室 03-3506-6000	
15-3 警察庁と関係警察との連携	警察庁と関係警察が連携して対応します。		警察庁警備局警備運用部警備第三課 03-3581-0141	
15-4 災害対策用移動通信機器の配備	現地災害対策本部等の要請により、災害復旧要員等へ移動通信機器を無償で貸与し、通信手段を確保することにより災害復旧活動の迅速かつ円滑な遂行を可能にします。		総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室 03-5253-5888	
15-5 自衛隊の災害派遣	都道府県知事等は、災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣を防衛大臣等に要請することができます。防衛大臣等は、当該要請があり、事態やむを得ないと認める場合は、部隊等を派遣することができます。 ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、当該要請を待たずとも緊急な場合には、防衛大臣等は、当該要請を待たないで部隊等を派遣することができます。	自衛隊法(第83条)	防衛省防衛政策局運用政策課 03-3268-3111(内線23142)	
15-6 火山活動状況・気象状況の解説	気象台から火山活動の状況や火山周辺の気象の状況について解説します。		気象庁総務部企画課防災企画室 03-6758-3900(内線2208)	
15-7 臨時災害放送局用機器の貸与	被災地の地方公共団体等からの申請により臨時災害放送局用の送信機等を貸し出し、超短波放送(FM放送)により、避難所の情報、給水情報、救援物資の配布情報、ライフラインの復旧情報、被災後の行政手続案内など、被災者に役立つ生活関連情報を提供。		総務省情報流通行政局地上放送課 03-5253-5949	